

# 議会改革特別委員会 活動報告書

令和元年12月18日

議会改革特別委員会

御殿場市議会

## 目 次

1 はじめに	1
2 組織及び目的等	1
3 活動の経過概要	2
4 御殿場市議会議員政治倫理条例	6
5 議会BCP	8
6 若者プロジェクト	9
7 申し送り事項	10
8 おわりに	11
作成資料一覧	別紙

## 1 はじめに

地方創生の推進により、市町村の役割が増大する中、市民から負託された議決機関である市議会は住民に対する説明や理解が一層求められている。本市議会が市民の信頼と付託に応え、市民の立場に立って物事に取り組む姿勢を強化するためにも、議会改革は本市議会に課せられた課題である。

当議会としてこの問題に対し集中的に取り組み、議会活性化を一層図っていくため、平成30年6月15日に「議会改革特別委員会」を設置し、1年半に渡り、「市議会議員政治倫理条例」、「議会BCP」、「若者プロジェクト」について調査・検討を重ねてきた。

このたび、本委員会における調査・検討を終了するにあたり、結果を報告する。

## 2 組織及び目的等

(1) 名 称 議会改革特別委員会

(2) 委員数 8名

委員長	勝間田 幹 也	(委員長：平成31年2月15日～議員の任期終了まで)
副委員長	高 橋 利 典	
委員	大 窪 民 主	
委員	杉 山 章 夫	
委員	辻 川 公 子	
委員	田 代 耕 一	
委員	小 林 恵美子	
委員	平 松 忠 司	(委員長：平成30年6月15日～平成31年2月15日)

(3) 目 的 当面する議会改革の重要課題について総合的かつ重点的に調査・検討する。

(4) 期 間 平成30年6月15日～議員の任期終了まで

### 3 活動の経過概要

これまで本委員会では、委員会を10回、委員会協議会を31回、議員懇談会での報告・意見交換を4回実施するとともに、当市議会が明治大学自治体政策経営研究所とパートナーシップ協定を結んだことに伴い、大学教授による全体研修を5回受講した。

開催日	会議等	内 容
平成30年 6月15日	委員会	正副委員長互選について
6月25日	明治大学講義	「自治体議会改革と議員の役割」について
7月20日	委員会 委員会協議会	御殿場市議会改革特別委員会に関する運営要領(案)について(委員会のみ) 委員会での検討事項(付議事件)について(協議会含む)
8月15日	議員懇談会	議会改革特別委員会の取り組み事項について
9月18日	委員会	委員会での検討事項(付議事件)について
	委員会協議会	今後の進め方について
10月4日	委員会協議会	議員政治倫理条例について (1)適用の対象について (2)資産公開について (3)審査会の設置、組織について (4)審査の請求権者と請求要件について
10月29日	委員会協議会	議員政治倫理条例について (1)適用の対象について (2)資産公開について (3)審査会の設置、組織について (4)審査の請求権者と請求要件について
11月16日	委員会協議会	議員政治倫理条例について (1)審査会の設置、組織について (2)審査の請求権者と請求要件について (3)政治倫理基準について
11月27日	委員会協議会	議員政治倫理条例について (1)議員の責務・品位について (2)市が行う許認可、決定等への働きかけについて (3)市職員への働きかけについて (4)寄附に関することについて (5)その他の事項について

12月19日	委員会協議会	議員政治倫理条例について ・ 条文の検討について
平成31年 1月10日	委員会協議会	議員政治倫理条例について ・ 市民の請求について
1月17日	議員懇談会	議員政治倫理条例について
2月15日	委員会協議会	委員長辞職の件について 委員長内選の件について
	委員会	委員長辞職の件について 委員長の互選について
2月28日	明治大学講義	御殿場市議会倫理条例(案)の論点について
3月11日	委員会協議会	政治倫理条例 検討事項について (1) 審査請求権について (2) 審査機関の組織形態について
3月25日	委員会協議会	政治倫理条例案及び施行規則案について ・ 条例案 各条の確認について
3月26日	委員会協議会	政治倫理条例案及び施行規則案について ・ 施行規則案 各条の確認について 取り組みスケジュールについて
3月29日	明治大学講義	御殿場市議会政治倫理条例(案)の論点についてⅡ
4月 3日	委員会協議会	政治倫理条例案及び施行規則案について ・ 条例案 1～7条の確認、修正について
4月 5日	委員会協議会	政治倫理条例案及び施行規則案について ・ 条例案 7～8条の確認、修正について
4月 8日	委員会協議会	政治倫理条例案及び施行規則案について ・ 条例案 9～13条の確認、修正について
4月10日	委員会協議会	政治倫理条例施行規則案について ・ 施行規則案 各条の確認について 政治倫理条例 逐条解説案について ・ 逐条解説案 1～5条の確認、修正について
4月15日	委員会協議会	政治倫理条例 逐条解説案について ・ 逐条解説案 6～13条の確認、修正について
4月15日	委員会	御殿場市議会議員政治倫理条例(案)外 一部修正について
4月17日	議員懇談会	御殿場市議会議員政治倫理条例について ・ 各条文の説明及び意見交換
4月17日	委員会	御殿場市議会議員政治倫理条例(案)外 一部修正について
4月19日 ～ 令和元年 5月10日	パブリック コメント	御殿場市議会議員政治倫理条例(案)に対する意見公募を実施 1件意見有り

令和元年 5月9日	委員会協議会	政治倫理条例 パブリックコメントへの対応について 議会改革特別委員会 今後の進め方について
5月9日	委員会	御殿場市議会議員政治倫理条例(案)外 一部修正について
5月22日	委員会協議会	政治倫理条例 パブリックコメントへの回答について
5月23日	明治大学講義	御殿場市議会倫理条例(案)の論点についてⅢ
5月23日	委員会	パブリックコメントへの回答について 御殿場市議会議員政治倫理条例について
6月6日	定例会	御殿場市議会議員政治倫理条例制定について
6月18日	委員会協議会	今後の検討事項について
7月12日	委員会協議会	議会BCPについて ・議会BCPとは
7月19日	委員会協議会	議会BCPについて ・先進地事例の研究
8月6日	委員会協議会	議会BCPについて ・BCPの必要性和目的 ・災害時の議会・議員の行動指針 ・災害時の「議会と執行機関」との連携
8月15日	委員会協議会	議会BCPについて ・災害対策会議について ・事務局の行動基準について ・議員の行動基準について
8月27日	委員会協議会	議会BCPについて ・災害対策会議の機能について ・災害対策会議の委員の代理について
9月4日	明治大学講義	災害時の自治体議会の役割と議会BCP
9月11日	委員会協議会	議会BCPについて ・ケース別フローの検討について
9月20日	委員会協議会	議会BCPについて ・ケース別フローの検討について ・議会の防災訓練等 ・議会災害対応マニュアル・議会BCPの見直し等
10月3日	委員会協議会	議会BCPについて ・御殿場市議会災害対策設置要綱(案)について
10月8日	委員会協議会	議会BCPについて ・素案の確認
11月15日	議員懇談会	議会BCPについて ・内容の確認・共有
11月15日	委員会協議会	・議会BCPについて ・議会改革特別委員会 活動報告書について

11月15日	委員会	議会BCPの策定について
12月11日	委員会協議会 委員会	議会BCPの策定について 議会改革特別委員会 活動報告書について 特別委員会の任期について



会議の様子



明治大学教授による講義の様子

## 4 御殿場市議会議員政治倫理条例

### (1) 条例制定の経緯

当市議会は、今まで議員の倫理に関する定めや基準等は、議会会議規則の中で、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」と定めているのみであった。会議規則は、議会の本会議中のみ適応される規則であり、本会議外の議員活動等にも範囲の及ぶものではない上、その解釈については不明瞭であり、個人の裁量によるところが大きいものである。

そこで、議員活動等を行う際にも守るべき行動基準や倫理基準を具体的に定める本条例を制定することで、我々の政治倫理のより一層の向上を図り、市民の皆様により信頼される議会づくりを推進することを目的に制定を目指したものである。

なお、本条例は当委員会だけでなく、議員懇談会における議員全員での意見交換や明治大学教授による研修を受講し、慎重に協議検討を重ね、令和元年6月定例会において、議員全員を提出者とする議員提出議案として「御殿場市議会議員政治倫理条例」を制定することができた。議員提出による条例制定は当市議会史上初めてのことであった。

### (2) 条例の概要について

先の条例制定の経緯でも触れたとおり、本条例は、議員活動等を行う際に守るべき行動基準や倫理基準を定め、政治倫理を常に自覚し、議員としてふさわしい言動を心掛けることで、市民に信頼される議会を目指し、公正で民主的な市政の発展に寄与することを趣旨としている。この趣旨に基づく、議員が遵守すべき倫理基準・行為規範として、条例第2条第2項で市民への説明責任を果たすこと、第4条で議員としての職責に反する禁止行為として、具体的な8項目を設けた。

そして、政治倫理条例を単なる理念に留めるものでなく、政治倫理を厳格に遵守し議会の透明性をより高めるため、これらの基準に違反する疑いがある場合、市民及び議員は一定の要件に基づき、議会に対する審査請求を可能とし、議会は審査請求があった場合には、審査会の設置を行う規定を第5条から設けた。更には、議員の任期の初めに、当条例や政治倫理に関する研修を受講し、政治倫理条例を遵守する旨を宣誓書により宣誓することを義務づけ、条例を厳格に遵守する姿勢を保つこととした。このように、理念を掲げると同時に、実効性を持たせた条例とした。

なお、審査会では、請求内容にある疑いの存否について確認を行うとともに、審査対象議員に対しての措置及び議会としての措置について検討を行う役割を持つが、これは、議会の自浄作用を高めること、市民に対する議員及び議会の信頼回復のための措置を検討することが趣旨であり、罰則を与えることが目的ではないことを申し添える。

また、審査の結果や議会としての措置結果、当該議員から意見がある場合は、個人情報等の一部を除き公開するとしており、公平公正で開かれた議会として、早期の信頼回復が図れるよう努めていく所存である。



### **(3) 施行規則及び逐条解説**

本条例を制定するにあたり、設定の経緯等を踏まえ、条文の解釈を分かり易くするため、逐条解説を併せて作成した。また、倫理条例の宣誓や審査請求の手続き等に関する規則を定めるため、施行規則の策定も行った。これらについては、実際に運用していく中で、条例の本来の趣旨と異なる解釈や運用とならないよう、都度見直しをかけ、適正に守られていくための整備に努めるものとする。

## 5 議会BCP（議会業務継続計画）

### （１）趣旨

平成23年3月の東日本大震災時において、専決処分が乱発されるなど、議会の基本的な機能が果たされなかった教訓から、全国的にも災害時における議会独自の対応計画の策定が進んできている。大規模災害時においては、市が災害対策体制を敷く中、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持は重要である。そのため、議会機能の早期回復を図るために必要な組織体制や議員の行動基準などを定めるため、議会災害対応マニュアル・議会BCP（議会業務継続計画）を策定及び整備したものである。

### （２）内容

趣旨に記載のとおり、議会機能の早期回復を図るために必要な事項として、主に以下の通りの構成となっている。

- ・災害時の議会、議員の行動指針（議会の役割、議員の役割）
- ・災害時の議会と執行機関との連携（御殿場市議会災害対策会議の設置等）
- ・業務継続体制の確保及び行動基準（議会事務局の行動基準、議員の行動基準、議会災害対策会議について、地域の災害情報の収集・伝達について、タブレットの活用について）
- ・議会の防災訓練等
- ・議会災害対応マニュアル、議会BCPの見直し等
- ・災害発生時の定例会における審議継続の計画（時点に応じたケース例、会期に応じた例）
- ・様式1（議員安否確認票）、様式2（情報収集連絡票）

災害発生後から災害復旧期に至るまでの中で、時期に応じた議会としての役割、議員としての役割、事務局の役割を整理している。主には、市の災害対策本部との連携、議会としての業務継続を図るために設置する「市議会災害対策会議」の役割や機能を軸とし、それに係る議員の安否確認や各地域の被災状況確認等の情報共有、各議員の取るべき行動基準等を設けた。また、議会としての重要な役割である議案等の審議継続の可否を検討するにあたり、時期とケースに応じたフロー図を設定し、迅速な対応に努めるものとしている。

最後に、災害時において活用可能な実効性のあるものとすべく、定期的に議会の防災訓練等を行う中で議会BCPの内容を確認するとともに、内容の見直しを都度行う旨も本計画に盛り込んでいるところでもある。また、災害の規模に応じては、市における被災後の復興計画の策定等も想定されるが、その際は議会の責任を明確にするため、当該復興計画を「議会の議決に付すべき事件」に加えるものとした。

## 6 若者プロジェクト

### (1) 趣旨

若年層や子育て世代の方々に対し、議会や行政に関心を持ってもらい、開かれた議会を目指すとともに、議員のなり手不足の解消等に向け中長期的視点に立ち、事業展開を図っていくことを目的とした。

### (2) 取り組み内容

#### ・若年層と議会との交流事業（計画）

議会の体験（議会傍聴等）や議員との意見交換を通じ、若年層に議会の役割や仕組みを知っていただき、議会への関心や議員という仕事への興味を持っていただくため、パートナーシップ協定を生かした明治大学ゼミ生との交流や市内高校生との交流を図りたいとした。しかし、交流事業を行うためには、余裕を持ったスケジュール調整や内容の精査が必要であり、残任期間において性急に事業を推し進め、実施することは望ましい結果を得られないであろうと判断された。

また、令和元年12月に市内の御殿場西高等学校に対し、事業の趣旨等を伝えに伺ってみたところ、積極的な姿勢であり、趣旨に対しては賛同を得られたが、なお綿密な調整が必要であることを確認したところである。

については、交流事業を行うにあたり、事業内容の精査と対象団体との調整を密に行い、意義のある事業となるよう引き続き検討を行っていただくよう申し送る。

#### ・議会傍聴時託児サービス

子育て支援日本一のまちを目指している本市にとって、子育て世代の方々にも市政や議会に関心をもってもらうことは重要な課題である。しかし、議員のなり手としても、傍聴者の様子を見ても、高齢層が多く、子育て世代の議会への関わりについては決して多くないと思われる。また、本市議会傍聴規則において、「児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。」とされている。現在の本市議会の対応は、子どもが騒がない限りは議長許可によって傍聴を認めているが、子どものことを気にしながらの傍聴は、内容に集中できず、保護者の負担が大きいものであり、このことも議場及び議会から足が遠のいている一因ではないかと考えられる。

こうした状況の中、いかに子育て世代の方々にも議会を身近に感じ、興味をもってもらうかを考え、まずは、傍聴時における環境整備に重点を置き、平成30年9月定例会から「議会中継視聴室」を設け、議会の発言者を映した中継映像を別室のテレビで視聴可能とする等の工夫に始まり、平成30年12月定例会には、市議会傍聴時に乳幼児等を預かる託児サービスを試行実施した。そして、令和元年6月定例会より議会傍聴時託児サービスを本格実施し、子育て世代の方々が議会を傍聴する機会を増やし、また、気軽に傍聴いただけるよう努めているところである。

なお、本事業は傍聴したい会議の7日前までに利用申し込みをしてもらい、保護者が傍聴中、事務局依頼の託児ボランティアが別室で子どもを預かる仕組みである。

## 7 申し送り事項

- ・御殿場市議会政治倫理条例（逐条解説含む）及び施行規則の検証と見直しを定期的に図ること。  
特に、条例の解釈に迷う部分が生じたときは、協議を経て逐条解説へ反映させていき、認識を共有し、運用されるよう努めること。
- ・議会BCP及び災害対応マニュアルの検証と見直しを定期的に図ること。  
特に、会期ごとのケースについて、毎年作成を行うとともに内容を確認し、災害時に適切に活用されるよう、議員全員が内容等を理解すること。また、タブレットの活用を含め、定期的な訓練等を確実に実施すること。
- ・大規模災害発生時において、市の復興計画が策定されることとなった場合は、議会の責任を明確にするため、市総合計画と同様に「議会の議決に付すべき事件」として加えるよう調整すること。
- ・若年層と議会との交流事業について、趣旨や実施内容の精査、対象団体との密な調整を行うこと。  
特に、高校等では学校の年間スケジュールに組み込む必要性も考えられるため、前年度から計画と調整を推進していくこと。
- ・議会傍聴時託児サービス利用者からの意見や要望等を参考にサービスについて鋭意改善を図るとともに、議会改革の分野においても意見を反映していくよう努めること。

一言に議会改革といっても何をすべきか、議会が市民の信頼と付託に応え、市民の立場に立って物事に取り組む姿勢を強化するとしても、市民の皆様を理解いただくことが必要であります。そのためにも、「開かれた議会」を目指し検討を重ね、①「市議会政治倫理条例」制定について、②「議会災害対応マニュアル・議会BCP（業務継続計画）」策定について、③「若者プロジェクト（若年層・子育て世代等との関わり）」について、大きな柱を3項目掲げ委員会活動を実践しました。

これら、3項目に対し、一定の成果をご報告できますことに感慨もひとしおであります。これも委員の皆様が議会の改革推進に対する熱い思いを持って、議会機能の充実強化をはかり、市民の福祉の向上と、地域の発展に貢献すべく、努力を惜しまず取り組んでいただいたからこそ強く感じています。また、議会事務局には、膨大な資料の収集、整理から協議事項の取りまとめ及び改革事例の紹介等、大変な労力をおかけしたことに併せて感謝申し上げます。

そして、活動期間1年半と、時間も限られるなか調査・研究をするために、議会の政策課題について研究機関から提言を受けることとし、平成30年10月4日、議会機能の充実をはかることを目的として、議会改革などに関するパートナーシップ協定を明治大学と締結することができました。このことにより他の自治体の取り組みや法的根拠等の解説等をしていただくことで委員会の活性化を図ることができました。これら、総合力によって成果報告が出来るわけでもあります。

報告書を閉じるにあたり、議会改革においては、今後も各項目の見直し並びに検証を図っていただくとともに議会改革がゴールではなく、さらなる発展を目指し、今後も市民の皆様が要望や意見を市政に反映させ市民生活の向上に寄与すべく、議会が市民の皆様が理解いただけるよう努めることをお約束として、結びといたします。



議会改革特別委員会委員

御殿場市議会 議会事務局

〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483番地

電話 0550(82)4323

FAX 0550(82)4326